

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、
**緊急小口資金等の特例貸付を限度額まで利用したなどの世帯で、
一定の給付要件を満たす世帯に対し、下記の給付金を支給**します。

▶月額の支給額

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

▶支給期間

3カ月間
※再支給も可能です。
(3カ月間・1度に限り)

主な給付要件チェックリスト

すべての項目に☑がついた方は
給付を受けられる可能性が高いため、
窓口へご相談ください。

項目	✓欄																
次のいずれかにあてはまりますか？ ・総合支援資金の再貸付を借り終わった/令和4年12月までに借り終わる ・総合支援資金の再貸付が不承認となった ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった ・令和4年1月以降に本支援金を申請する場合で、緊急小口資金及び総合支援資金の初回を借り終わった/令和4年12月までに借り終わる	<input type="checkbox"/>																
世帯生計を主として維持していますか？	<input type="checkbox"/>																
世帯全体の収入は収入基準額以下ですか？ 【県内の町村にお住まいの場合 単位：円】	<input type="checkbox"/>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>単身</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> <th>7人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入基準（月額）</td> <td>107,000</td> <td>150,000</td> <td>177,700</td> <td>212,700</td> <td>246,700</td> <td>283,000</td> <td>320,200</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数	単身	2人	3人	4人	5人	6人	7人	収入基準（月額）	107,000	150,000	177,700	212,700	246,700	283,000	320,200	
世帯人数	単身	2人	3人	4人	5人	6人	7人										
収入基準（月額）	107,000	150,000	177,700	212,700	246,700	283,000	320,200										
※8人以上の世帯の収入基準額については窓口へお問い合わせください。																	
世帯全体の資産は一定額以内ですか？ 【県内の町村にお住まいの場合 単位：円】	<input type="checkbox"/>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単身世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人以上世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預貯金額</td> <td>468,000</td> <td>690,000</td> <td>840,000</td> <td>1,000,000</td> </tr> </tbody> </table>		単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人以上世帯	預貯金額	468,000	690,000	840,000	1,000,000							
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人以上世帯													
預貯金額	468,000	690,000	840,000	1,000,000													

支給期間中は、今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行っていただきます。

- ・公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申し込みをし、**誠実かつ熱心に求職活動**を行うこと。
- ・就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、**生活保護の申請**を行うこと。

支給のための手続き

申請期間は令和3年7月から令和4年12月末までです。

▶ **申請窓口**（市にお住まいの方は市の窓口へ申請ください）【受付時間】 平日8:30~17:15

窓口名	所在地	連絡先	お住まいの町村
岐阜地域福祉事務所 生活福祉係	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館第2棟 4階	058-272-1929	岐南町・笠松町・北方町
西濃県事務所 福祉課生活福祉係	〒503-0838 大垣市江崎町422-3	0584-73-1111	養老町・垂井町・関ヶ原町・ 神戸町・輪之内町・安八町
揖斐県事務所 福祉課福祉係	〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方1-1	0585-23-1111	揖斐川町・大野町・池田町
可茂県事務所 福祉課生活福祉係	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井 2610-1	0574-25-3111	坂祝町・富加町・川辺町・ 七宗町・八百津町・ 白川町・東白川村・御嵩町
飛騨県事務所 福祉課福祉係	〒506-8688 高山市上岡本町7-468	0577-33-1111	白川村

☎電話でお問い合わせの際は、「生活困窮者コロナ支援金窓口」と電話交換にお伝えください。

▶ 申請方法

- ・ **申請書類を窓口に郵送または直接持参してください。**

**窓口は混雑が予想され、お待たせすることがあります。
感染拡大防止のためにも、できるだけ郵送してください。**

申請書類は県ホームページにてご案内しています。

県HP

URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/160449.html>



※支給期間中は、毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます。

また、求職活動の状況によっては、生活保護をご案内することがあります。

お問い合わせ

厚生労働省コールセンター 0120-46-8030

【受付時間】 平日9:00~17:00

厚生労働省
特設ホームページ

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

URL : <https://corona-support.mhlw.go.jp/index.html>



❗「新型コロナ生活困窮者自立支援金」を装った“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！
ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

岐阜県 地域福祉課

電話番号 058-272-1111

内線 3450・3451